

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	1 3 6 2	受 理 年 月 日	令 和 6 年 2 月 2 6 日
件 名	中高層条例における調整・調停手続に関する明確な説明等		
要 旨	<p>1月11日のまちづくり委員会にて審査された、中高層条例における調整・調停要件の見直しの陳情について、回答、説明が全く納得できないので、更なる解明を強く求める。</p> <p>中高層条例の調整・調停にのっとり、調整申出を10月23日に行い、調整協議が11月20日に設定され、調整不調となり、調停申出を12月2日に行うと、不受理が12月8日に通知された。その理由は、条例では調停申出は工事の着手前に行わなければならないと規定されているとのことであった。</p> <p>工事着手は11月16日であるから、調整日を11月20日に設定したのでは調停申出が不可能であることは自明にもかかわらず、なぜ調整日を11月20日に設定したのか理解できない。</p> <p>1月11日のまちづくり委員会の審査において、京都市は事業者の聴き取り、住民の休み等があり、その日（11月20日）になったと説明した。住民の休みは月曜日、火曜日で、工事着手（11月16日）まで約3週間余りの間に五、六日あるので、いくらでも調整日の設定は可能である。</p> <p>京都市は自ら条例を守る立場でありながら、調停申出をできないように調整日を設定していることは、一体どうしてなのだろうか。事業者の工事着手に配慮し、建築に便宜を図ったのだろうか。</p> <p>これは市民・住民に対する権利侵害である。</p> <p>また、事業者の回答説明会が2か月以上掛かった理由を、京都市は住民との個別対応、地盤調査等に時間が掛かったと聞いていると説明している。これも疑義が多く、地盤調査資料は令和2年9月、10月の調査期間であり、納得できる説明にはなっていない。</p> <p>ついては、以上の事柄について、住民が納得できる明確な説明と解明を願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		